

議 長 日程第2「承認第3号専決処分の承認を求めることについて（令和4年度松田町上水道事業会計補正予算（第2号）」を議題といたします。

町長の提案説明を求めます。

町 長 承認第3号専決処分の承認を求めることについて。地方自治法第179条第1項の規定により、令和4年度松田町上水道事業会計補正予算（第2号）を別紙のとおり専決処分したので、同条第3項の規定によりこれを報告し、承認を求めます。

令和4年9月6日提出、松田町長 本山博幸。よろしくお願ひいたします。

議 長 町長の提案説明が終わりました。担当課長の細部説明を求めます。

環境上下水道課長 それでは、承認第3号専決処分の承認を求めることについて、地方自治法第179条第1項の規定により、令和4年度松田町上水道事業会計補正予算（第2号）を専決処分いたしましたので、これを報告し、承認を求めるものでございます。

1枚おめくりください。専決処分書でございます。専決の理由ですが、上茶屋の送水ポンプ場におきまして、8月10日に定水位弁の故障が発生し、自動で配水池へ送水できなくなったため、手動に換えて応急対応していましたが、配水池への送水に支障を来しており、断水事故を招く危険性もあることから、更新工事を早急に行う必要があり、かつ議会を招集する時間的な余裕がなかったため、地方自治法179条第1項の規定に基づき、令和4年8月10日付で松田町上水道事業会計補正予算（第2号）を専決処分により補正を行いましたので、本定例会に報告させていただき、承認を求めるものでございます。

それでは、細部説明をいたします。3ページをお願いいたします。令和4年度松田町上水道事業会計補正予算実施計画（第2号）。資本的収入及び支出の支出でございます。款4、資本的支出、項1、建設改良費、目1、建設改良費について、97万円の増額をしておりますので、款4、資本的支出の予定額は、414万3,000円となります。

続きまして、4、5ページをお願いします。予算実施計画内訳（第2号）の資本的収入及び支出を説明いたします。支出でございます。款4、資本的支出、

項1、建設改良費、目1、建設改良費、節21、工事請負費、上茶屋の送水ポンプ場定水位弁緊急更新工事でございます。

説明は以上でございます。御審議のほどよろしくお願いいたします。

議 長 担当課長の細部説明が終わりました。これより質疑に入ります。

6 番 井 上 1点ですね、場所的な、位置的なところについての質問をさせていただきます。専決処分書ですね、一番最後の理由のところ、まず、上茶屋送水ポンプ場の定水位弁というのが、どこにあるのかですね。その位置的なものをお願いいたします。

またですね、その2行目の配水池への送水ということで、この配水池というのは、どこの配水池なのか。その2か所ですね、について、どこにあるのかということでお知らせいただきたいと思えます。

環境上下水道課長 上茶屋送水ポンプ場につきましては、上茶屋からチェックメイトに上って行く道路ですね、多分200メートルから300メートルぐらい上がったところの右側に金網で囲われた場所がございますので、そこにポンプ場がございます。そこからですね、また300メートル、400メートルぐらいですね、上のほうに上って行きますと、道路の右下のところ、上茶屋配水池というのがございまして、そこからポンプで送っているということになりまして、その配水池から上茶屋地域へ自然流下によって給水を行っているということになります。以上です。

議 長 ほかにございますか。

(「なし」の声あり)

この辺で質疑を打ち切りたいと思えますが、御異議ございませんか。

(「異議なし」の声多数)

質疑なしと認めます。討論に入ります。

(「省略」の声あり)

討論省略とのお声ですが、討論を省略して採決を行って御異議ございませんか。

(「異議なし」の声多数)

異議なしと認めます。討論を省略し、採決を行います。承認第3号専決処分

の承認を求めることについて（令和4年度松田町上水道事業会計補正予算（第2号））について、原案のとおり承認することに賛成の方の起立を求めます。

起立全員であります。よって、本案は原案のとおり承認されました。